

平成 28 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
代表者名 代表取締役社長 白 岩 直 人
(東証・コード：7172)
問合せ先 執行役員管理本部長 杉 本 健
(TEL. 03-6804-6805)

平成27年7月29日の取締役会決議により実行された自己株式の取得に関してのお知らせ

当社は、平成27年7月29日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」のとおり、同日の取締役会により自己株式取得に係る事項の決議を行い、その後、当該決議に基づき、平成27年7月30日～31日までに取得株式総数120,000株、取得総額199,869千円の自己株式を投資一任契約に基づく市場買付の方法により取得いたしました（以下、これらの自己株式の取得を「本件自己株式取得」という。）。

本決議は、株式取得に必要な実質的に分配可能な原資がその時点において連結ベースで十分あるとの認識のもとで行われたものですが、その後の社内調査により、本件自己株式取得199,869千円のうち取得した185,810千円については、会社法及び会社計算規則に基づき算定される分配可能額を超過していたことが判明いたしました。

自己株式取得の法定要件は、会社法によれば、会社が配当を行い、または自己株式を取得する等の場合には、分配可能額の範囲内において行われるべきものとされております（同法461条1項）が、本件につきましては、連結ベースでの開示が一般化するに伴い、剰余金についても、当社と事実上一体である完全子会社である J P リースプロダクツ&サービス株式会社（以下、J L P S 社という）との連結ベースでの剰余金を念頭に意識することが習慣化されていたこと等から実行したものでありますが、その後の当社内部での事後的な検証により、本件における手続上の瑕疵を認識いたしました。

平成27年6月分乃至9月分の当社及び J L P S 社の試算表または臨時計算書類によれば、自己株式の取得が実行された同年7月末の時点で、連結完全子会社である J L P S 社には6億円超の分配可能額が存在していました。すなわち、当社は J L P S 社における一人株主として、株主総会を開催し配当決議を行うことにより、同社から約6億円を限度として配当を受けることができる状態にあったと言えます。

そして本件では、平成27年7月、上記自己株式取得が行われたものの、その瑕疵が認識された後直ちに、平成27年9月30日、J L P S 社において2億円の配当を実施する旨の株主総会決議が行われ、同配当金は、同年10月30日付にて当社に入金されました。

そのうえで当社において、平成27年9月末時点での臨時計算書類が作成され、会計監査人より無限定適正意見を得ており、当社における分配可能額は、本件自己株式取得にもかかわらず、平成27年9月末の時点で既にプラスに転じております。

1. 子会社からの配当による補填という対応をとった理由

第二種金融商品取引業者として事業展開を図る際には必ず届出が必要になるために新規事業を取り組むにあたり機動的な事業展開を行う専門子会社として平成23年8月18日にJ L P S社を設立しております。現在は、第二種金融商品取引業の枠組みで最低限必要な事業についてはJ L P S社にて担当し、その他事業は当社が中心となり展開を図っております。

当時、オペレーティング・リース事業が連結売上の大半を占める中で、当社の取締役会においても常に当社グループの連結ベースでの月次予実管理を行っている状況の中、利益剰余金も例外では無く連結ベースでの意識が強すぎたため事務局にて手続上の瑕疵が生じましたが、連結ベースの利益剰余金は大半がJ L P S社であり、同社を源泉とする連結剰余金の額が念頭に置かれていた経緯があったため、同社から配当を受けることにより、当社の剰余金を補填することとしました。

2. 弁護士意見

これらを受けまして、第三者の意見として、外部の弁護士に意見を頂戴しましたところ、大要以下の意見を頂戴いたしました。

- ・本件自己株式取得が取締役会で決議された平成27年7月当時、分配可能額に関する規制の内容及び剰余金の状況が、取締役会において問題点として認識さえされていれば、法定要件に適合するよう、J L P S社における当社への配当の実施、当社における臨時計算書類の作成、臨時計算書類についての会計監査人の無限定適正意見・監査役の適法意見を入手といった手続を経た上で、適法に自己株式取得を行った蓋然性が高いと考えられる。
- ・本件は、事務手続き上の不備・認識不足・確認不足により発生したものであり、悪質性は認められない。
- ・本件について、当社の内部統制の手続の中で問題を自己発見した（第三者から指摘を受けたわけではない）。
- ・分配可能額に関する法規制の趣旨は、資本維持の原則にあり、事実上一体であるJ L P S社には十分な剰余金があり、本件自己株式取得の後、速やかに分配可能額が回復されており、資本維持の原則は実質的には害されていないとみることができる。
- ・自己株式取得に関与した業務執行取締役らの責任（会社法462条）については、その法的要件につき慎重な判断が必要とされる一方、業務執行取締役のいずれも、本件自己株式取得に関し、取得前、取得時において分配可能額超過の事実について認識はなく、悪質性が認められないことに加え、上記のとおり資本維持の原則は実質的には害されておらず、当社に損害が発生していないことから、その追求の必要性は乏しいと史料する。
- ・しかしながら、本件に関する開示の要否、再発防止策の策定等を含めた内部統制の整備については、貴社内において十分検討が必要であると考えます。

3. 当社の見解及び再発防止策について

本件自己株式取得については、本件自己株式取得が取締役会で決議された平成27年7月の取締役会決議において、株式取得に必要な実質的に分配可能な原資がその時点において連結ベースで十分あるとの認識のもとで行われたものでありますが、当時開催された取締役会において、分配可能額に関する規制の内容及び剰余金の状況が的確に把握されていなかったこと、また、会社法手続きに対する認識不足という要因が大きいのと考えております。二度とこのような事象が発生しないよう、新たなコーポレートアクションを行う際は、関連諸法令を慎重に確認した上で手続きを行うよう、以下の再発防止策を既に講じております。

【既に講じている再発防止策】

- ・経理部において、会社法に基づき、エクセルシートにて当社独自のチェックシートを作成し、剰余金の額及び分配可能額を算定し、法務部が当該算出額に間違いがないかどうか再度確認をした後、管理本部長が最終チェックを行います。

- ・ 管理部門の人員強化のため、新たに財務部長 1 名及び総務部長 1 名を採用し、さらに、経理部門に中間管理職 1 名（公認会計士）を採用しております。

また、今後、東証第 1 部市場への上場を目指すことを契機に、上述の取組みに加え、ガバナンス強化並びに法令遵守態勢の強化のために以下の事項を行うことを社内で決定しております。

①取締役会機能強化

- ・ 顧問弁護士の取締役会への出席

当社取締役会は、常勤取締役 3 名、非常勤取締役 3 名、常勤監査役 1 名及び非常勤監査役 2 名から構成されている。金融機関出身者や会社経営者、国際海洋裁判所裁判官、税理士（国税局出身者）等、当社経営のモニタリング機能として適任な人選ではあるが、企業法務に精通した人材を補完すべく、顧問弁護士をアドバイザーとして取締役会に陪席させ、法的側面からの強化を図る。

- ・ 取締役及び監査役に対する知識習得機会の提供

コーポレートガバナンス・コード原則 4-14 及び補充原則 4-14①、4-14②の趣旨に鑑み、取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援をおこなうこととし、まずは東京証券取引所が提供する e ラーニングを採用、導入の上、役員へのトレーニング機会として提供する。

- ・ 取締役会の実効性確保

コーポレートガバナンス・コード原則 4-11 及び補充原則 4-11③の趣旨に鑑み、取締役会は、毎年取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。

②監査役会機能強化

- ・ 三様監査による連携強化

当社は専任の内部監査人の採用を予定しているが、三様監査による関係人（監査法人、内部監査人）との連携強化の上、会社法上の内部統制に加え、内部監査による自浄機能、牽制機能を高める。

- ・ 代表者との定期的なミーティングの充実

現在、四半期毎に実施している監査役と代表者の定期的なミーティングにおいて、意見交換を充実させるため、上記三様監査の内容を採り上げ、監査役または監査役会としての役割・機能を能動的・積極的に行使する。

③コンプライアンス委員会機能強化

コンプライアンス委員会については、従前は毎四半期に定期に開催することを目標としてきたが、毎週末金曜日に開催している本部長会議にコンプライアンス委員会を併営し、常に、社内のコンプライアンス違反の可能性や、コンプライアンス事案の有無について検証、確認する運営方針に変更する。

④リスクマネジメント委員会の運営

リスクマネジメント委員会については、当社 8 月度定例取締役会にて決議されたリスクマネジメント管理規程について、活動方針が規定されたことを受けて、今期のリスクマネジメント委員会活動計画を早急に立案、討議の上、制定することとする。その上で、活動計画に沿ってリスク低減、回避策等を実践する。

⑤管理部門人員強化及び専任の内部監査人の採用

上記の取締役会及び監査役会のそれぞれ機能強化を支援するため、更にコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会による法令遵守態勢、リスク管理等の啓蒙普及活動を有効的且つ機能的に運営するためにも、管理部門の人員を強化する。

既に財務部長、総務部長及び経理部門人員を補充したことに加え、内部監査部門においても人員の強化を優先すべく専任の内部監査人が内定している。（平成 28 年 10 月 1 日着任予定）

これらの人員強化によって、管理本部長を筆頭に管理部門が組織として機能し、社長直轄の内部監査室と共に経営をサポートする態勢を推進させる。

4. 業績に与える影響

本件に関しまして、今期の業績に与える影響はございません。

なお、本件につきましては、当初、事務手続き上の瑕疵による軽微な事案であるとの認識で開示を行っていませんでした。しかしながら、本件は、本来速やかに開示すべき事項であり、社内コンプライアンス

態勢の強化及び見直しの中で、開示すべきとの経営判断により開示するものであります。

本件に関する問い合わせ先

広報・IR部 [TEL:03-6804-6805](tel:03-6804-6805)

以 上